⑹　入札方法　入札金額は経済産業省電子申請受付・審査等管理システム業務アプリケーション開発役務請負の総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号）により、平成22・23・24年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされている者であって、ソフトウェア開発の営業品目を選択した者であること。

⑷　経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100－8901 東京都千代田区霞が関１－３－１　経済産業省大臣官房会計課契約担当　米川　敏浩　電話03－3501－1616（ダイヤルイン）

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成25年２月７日14時から　経済産業省大臣官房会計課入札室（本館１階財務省側入館ゲート外）

⑶　適合証明書の受領期限　平成25年３月25日12時

⑷　入札書の受領期限　平成25年４月12日12時（郵送による場合は必着のこと。）

⑸　開札の日時及び場所　平成25年４月15日14時　経済産業省大臣官房会計課入札室（本館１階財務省側入館ゲート外）

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除。

⑶　入札者に求められる義務　この一般競争に参加を希望する者は、経済産業省の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した適合証明書は経済産業省において適合審査するものとし、採用し得ると判断した適合証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akira Matsunaga, Director of the Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Software Development of the Application by Electronic Data and Examination Processing Systems 1 Set

⑷　Delivery period : 31 March, 2014

⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :

①　Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;

③　Have Grade A or B in the development of software (area of services) in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Economy, Trade and Industry (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011 and 2012 ;

④　Are not the subject of ⓐan order prohibiting them from receiving subsidies from the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) ; ⓑan order prohibiting them from concluding contracts with METI ; or ⓒan order disqualifying them from bidding for METI projects conducted under the "designated bidder" system.

⑺　Date and time for tender explanation meeting : 14 : 00　7 February, 2013

⑻　Time-limit for verification documents : 12 : 00　25 March, 2013

⑼　Time-limit for tender : 12 : 00　12 April, 2013

⑽　Contact point for the notice : Toshihiro Yonekawa, Budget and Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Economy, Trade and Industry 1—3—1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100—8901 Japan. TEL 03—3501—1616

○第２号

１　調達内容

⑴、⑶、⑷、⑸　第１号の⑴、⑶、⑷、⑸に同じ

⑵　購入等件名及び数量　経済産業省電子申請受付・審査等管理システム設計・構築等支援業務　一式

⑹　入札方法　入札金額は経済産業省電子申請受付・審査等管理システム設計・構築等支援業務役務請負の総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴、⑵　第１号の⑴、⑵に同じ

⑶　次のいずれかに該当する者であること。

①　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領の特例を定める要領（昭和56年１月23日付け55会第543号。以下「要領」という。）により、平成22・23・24年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされている者であって、情報処理の営業品目を選択した者であること。

②　要領により、平成22・23・24年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「Ｃ」の等級に格付けされている者であって、情報処理の営業品目を選択した者であり、本入札公告の役務と同等以上の仕様の役務を提供した実績を証明できる者であること。又は支出負担行為担当官が定める技術力評価の数値を加算した場合に「Ｂ」の等級に相当する数値となる者であること。